

第1回地下水利用の在り方等に関する専門部会

次 第

開 催 日 平成26年12月10日（水）
開催時間 15時30分～17時30分まで
開催場所 京都市上下水道局本庁舎 5階第1会議室

1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開

2 報 告

- (1) 京都市における地下水利用の現状等について
- (2) 質疑等

3 議 題

- (1) 京都市における地下水利用の在り方等について
 - ア 染色業や酒造業を始めとする伝統産業等への配慮について
 - イ 災害時協力井戸制度など災害時等における地下水利用について
 - ウ 水循環基本法について
- (2) 京都市における地下水利用専用水道について
 - ア 料金面における課題について
 - イ 水質面における課題について

4 今後の予定

5 閉 会

<配付資料>

次第

名簿

配席図

資料1 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

資料2 地下水利用の在り方等に関する専門部会の設置に関する要領

資料3 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

資料4 京都市における地下水利用の現状等について

地下水利用の在り方等に関する専門部会名簿

(敬称略)

学 識 経 験 者	かみこ 神子	なおゆき 直之	立命館大学教授（理工学部）
	なかやま 中山	のりよし 徳良	名古屋市立大学教授（大学院経済学研究科）
	ふじい 藤井	ひでき 秀樹	京都大学教授（大学院経済学研究科）
	◎ みずたに 水谷	ふみとし 文俊	神戸大学教授（大学院経営学研究科）
本 市 職 員	くさかべ 日下部	とおる 徹	京都市上下水道局総務部経営・防災担当部長
	まつしま 松嶋	まさゆき 雅幸	京都市上下水道局水道部担当部長

◎：部会長

◇ 事務局

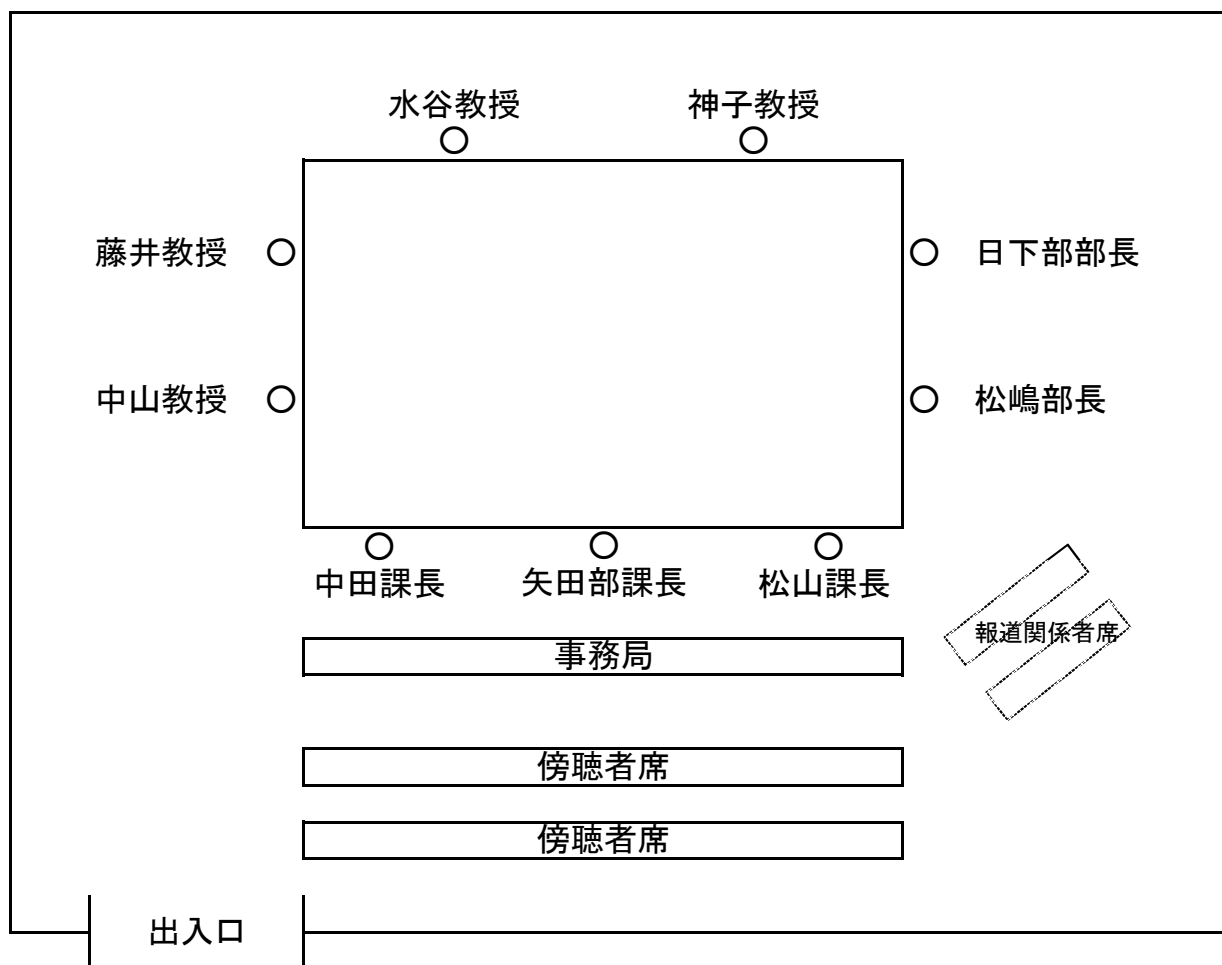
京都市上下水道局総務部経営企画課長 矢田部 衛

京都市上下水道局総務部お客さまサービス推進室

料金・システム企画担当課長 中田 孝

京都市上下水道局水道部給水課長 松山 操

第1回地下水利用の在り方等に関する専門部会



京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討
- (2) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案
- (3) その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員（以下「部会委員」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 委員長が指名する委員
 - (2) 委員会に付議する事案について専門の知識を有する者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第9条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、管理者が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から実施する。

地下水利用の在り方等に関する専門部会の設置に関する要領

(設置)

第 1 条 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱（以下「要綱」という。）

第 8 条第 1 項の規定により地下水利用の在り方等に関する専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 部会は、京都市の地下水利用の在り方等について必要な検討を行い、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）に報告を行うことを目的とする。

(任期)

第 3 条 部会の構成員（以下「部会委員」という。）の任期は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、委員会の委員としての任期は越えないものとする。

- (1) 要綱第 8 条第 2 項第 1 号により定める者にあつては、指名の日から部会において必要な検討が終了する日まで
- (2) 要綱第 8 条第 2 項第 2 号により定める者にあつては、委嘱又は任命の日から部会において必要な検討が終了する日まで

(会議の公開)

第 4 条 会議は、原則として公開とする。その他、会議の公開に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領に準ずる。

(謝礼等)

第 5 条 部会委員に支払う謝礼等に関する事項は、京都市上下水道事業経営審議委員会委員の謝礼等に関する要領に準ずる。

(庶務)

第 6 条 部会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は，平成２６年１２月４日から実施する。

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報（京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ（疾病その他正当な理由がある場合を除く。）等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

京都市における 地下水利用の現状等について

京都市の水の使用状況

①地表水

琵琶湖（貯水量275億 m^3 ）

京都市では、上下水道局において、琵琶湖（貯水量275億 m^3 ）を水源として、市内に給水（194百万 m^3 /年）をしている。

給水量（194百万 m^3 /年）

有収水量（169百万 m^3 /年）

②地下水

地下水（貯水量211億 m^3 ）

京都市では、市民及び事業者等において、地下水（貯水量211億 m^3 ）を使用しており、下水道の污水排出量からみると、井戸を水源とする使用量は、19百万 m^3 /年であり、そのうち地下水利用専用水道の量は、3百万 m^3 /年と推計している。

地下水利用専用水道設置者分
（3百万 m^3 /年）

井戸水使用量
（19百万 m^3 /年）

地下水使用量（???百万 m^3 /年）

参考 周辺市町村の取水状況（H24）

1 過去3箇年の年間取水量

水道水源を地下水に依存するため、条例による規制を設けているものもある。

(単位 千m³)

		京都市	長岡京市	向日市	城陽市	八幡市	京田辺市	大山崎町	宇治市	亀岡市	久御山町
地表水	H22	214,589	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H23	210,829	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	H24	207,241	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地下水	H22	0	5,027	4,004	7,313	3,450	5,546	1,121	7,077	10,553	900
	H23	0	5,108	3,792	7,210	3,502	5,593	1,044	6,419	10,448	1,110
	H24	0	5,175	3,704	7,212	3,418	5,328	1,097	6,385	10,249	1,118
受水	H22	0	5,100	2,173	1,740	4,397	2,623	818	15,362	0	2,257
	H23	0	4,981	2,340	1,560	4,242	2,625	898	15,886	0	2,039
	H24	0	4,703	2,342	1,378	4,386	2,642	903	15,843	0	1,900
計	H22	214,589	10,127	6,177	9,053	7,847	8,169	1,939	22,439	10,553	3,157
	H23	210,829	10,089	6,132	8,770	7,744	8,218	1,942	22,305	10,448	3,149
	H24	207,241	9,878	6,046	8,590	7,804	7,970	2,000	22,228	10,249	3,018

2 過去3箇年の取水割合

全国の上水道事業の地下水依存率は、23.0%

		京都市	長岡京市	向日市	城陽市	八幡市	京田辺市	大山崎町	宇治市	亀岡市	久御山町
地表水	H22	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	H23	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	H24	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
地下水	H22	0.0%	49.6%	64.8%	80.8%	44.0%	67.9%	57.8%	31.5%	100.0%	28.5%
	H23	0.0%	50.6%	61.8%	82.2%	45.2%	68.1%	53.8%	28.8%	100.0%	35.2%
	H24	0.0%	52.4%	61.3%	84.0%	43.8%	66.9%	54.9%	28.7%	100.0%	37.0%
受水	H22	0.0%	50.4%	35.2%	19.2%	56.0%	32.1%	42.2%	68.5%	0.0%	71.5%
	H23	0.0%	49.4%	38.2%	17.8%	54.8%	31.9%	46.2%	71.2%	0.0%	64.8%
	H24	0.0%	47.6%	38.7%	16.0%	56.2%	33.1%	45.2%	71.3%	0.0%	63.0%

2

京都市の地下水利用（業態別・井戸汚水）

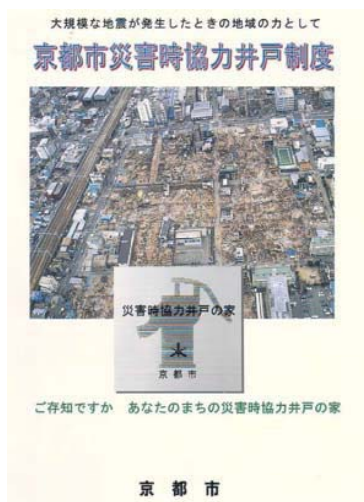
平成25年度実績

業態	延使用者数 件	汚水排出量 m ³			井戸汚水の割合 (A/B) %
		水道汚水	井戸汚水 (A)	計 (B)	
ホテル・旅館	7,237	2,864,340	2,381,324	5,245,664	45.4%
金属製造	5,735	1,054,920	2,098,993	3,153,913	66.6%
事務所	164,248	8,720,008	1,973,257	10,693,265	18.5%
官公庁	20,065	2,699,644	1,948,579	4,648,223	41.9%
病院	3,574	2,701,020	1,481,476	4,182,496	35.4%
酒造業	572	44,508	1,464,752	1,509,260	97.1%
百貨店	2,155	1,258,236	1,439,778	2,698,014	53.4%
食品製造	13,904	914,441	1,223,707	2,138,148	57.2%
染色業	19,391	864,185	1,025,832	1,890,017	54.3%
製造業	50,678	1,647,136	868,793	2,515,929	34.5%
学校	13,232	3,863,384	770,564	4,633,948	16.6%
浴場業	1,789	605,384	579,585	1,184,969	48.9%
その他	8,642,660	138,174,818	1,474,009	139,648,827	1.1%
計	8,945,240	165,412,024	18,730,649	184,142,673	10.2%

3

京都市における地下水の活用例

京都市災害時協力井戸制度



地震の際の水道施設の損傷などにより、生活のための水が不足した場合に備えて、市民が所有する井戸を「災害時協力井戸」として登録し、災害時に地域住民に井戸水の提供を行う制度。平成16年12月開始。

○ 登録状況（平成26年11月末時点）

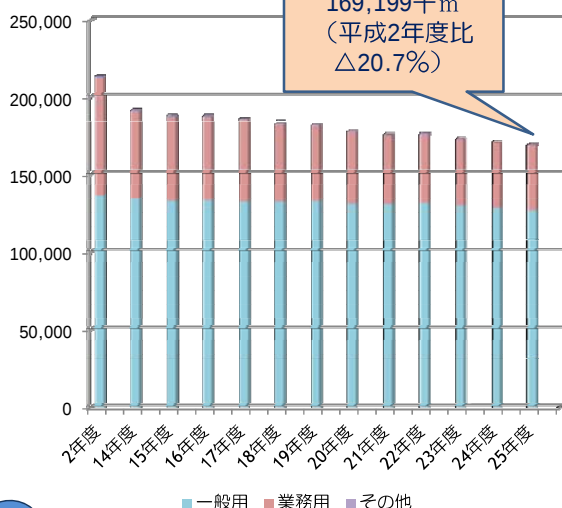
ア 種別		イ 行政区別	
個人	386 箇所	北区	45 箇所
事業所	94 箇所	上京区	80 箇所
公衆浴場	46 箇所	左京区	50 箇所
社寺	17 箇所	中京区	100 箇所
学校	33 箇所	東山区	15 箇所
公共施設	48 箇所	山科区	29 箇所
計	624 箇所	下京区	43 箇所
		南区	57 箇所
		右京区	43 箇所
		西京区	104 箇所
		伏見区	58 箇所
		計	624 箇所

4

京都市の水道事業経営の状況

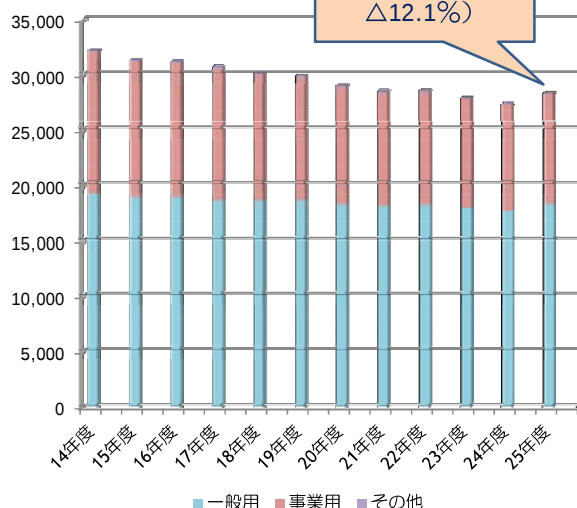
①有収水量の推移

（単位 千 m^3 ）



②給水収益の推移

（単位 百万円）

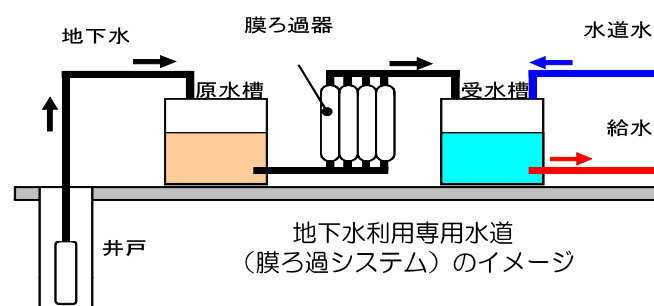


5

地下水利用専用水道について

□ 地下水利用専用水道とは

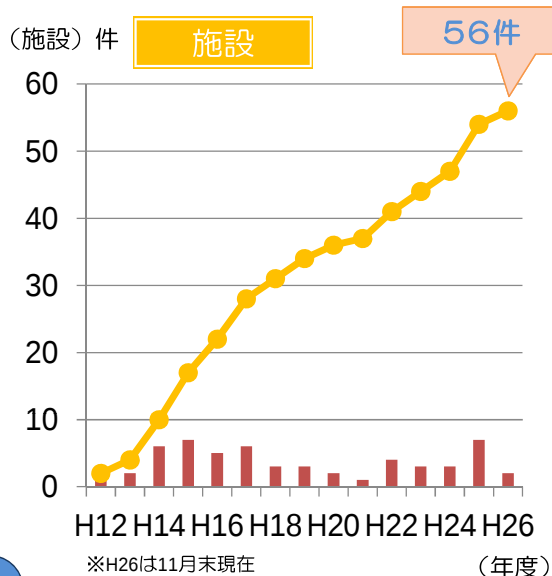
膜ろ過や砂ろ過で処理した地下水を水道水と混合して用いる設備。設備の故障時に備え、大口径の給水管を接続しながら、少量の水道水しか使わないため、経費の負担の在り方に問題が生じている。



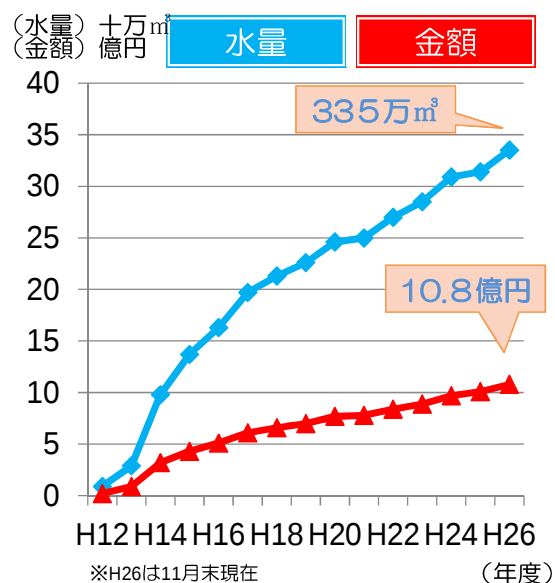
6

地下水利用専用水道の現状①

①地下水利用専用水道への転換件数



②減少水量と減収金額



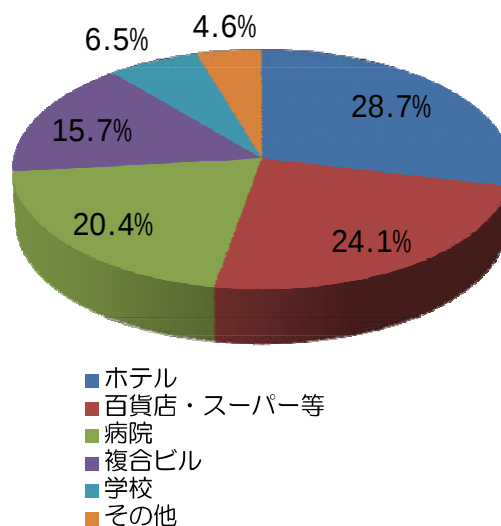
7

地下水利用専用水道の現状②

①業態別の件数・減少水量・減収金額
(26年度推計)

業態	施設 (件)	水量 (万 m^3)	金額 (億円)
ホテル	20	99	3.1
百貨店・スーパー等	12	81	2.6
病院	13	68	2.2
複合ビル	3	50	1.7
学校	3	21	0.7
その他	5	16	0.5
計	56	335	10.8

②減収金額に占める各業態の割合
(26年度推計)



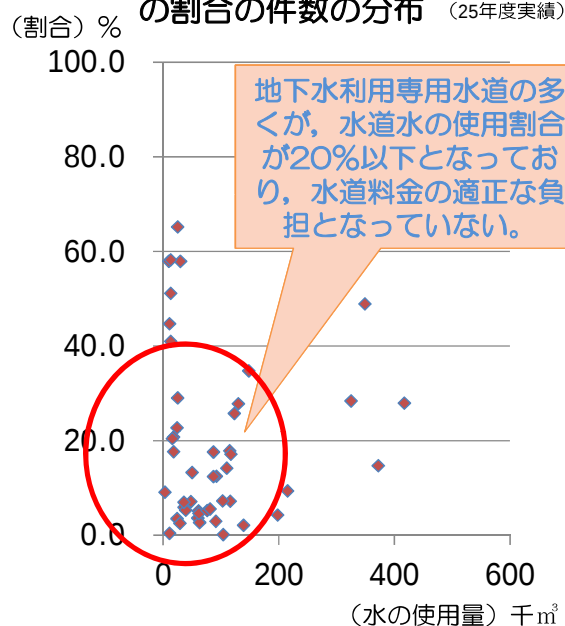
8

地下水利用専用水道の現状③

①水の使用量に占める水道水の割合の件数
(25年度実績)

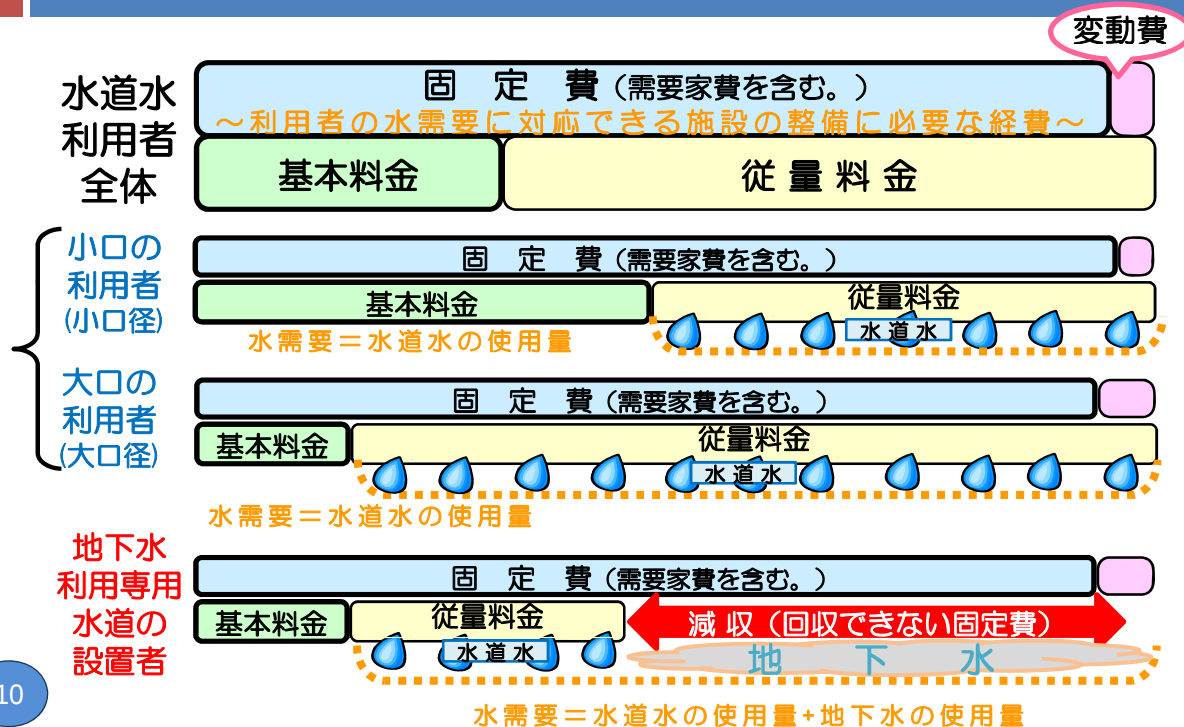
割合	施設 (件)
～10%	21
10～20%	9
20～30%	9
30～40%	1
40～50%	3
50～60%	4
70～80%	3
80～90%	0
90～100%	0
計	50

②水の使用量に占める水道水の割合の件数の分布
(25年度実績)



9

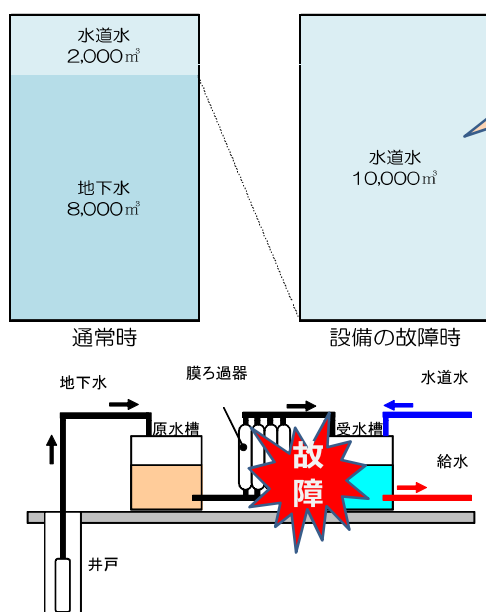
水道料金の負担イメージ



10

地下水利用専用水道の課題

①料金面における課題



水道事業者は、給水義務（水道法第15条）により、**故障時に必要となる水量（10,000m³）に対応する施設を整備し、維持しておく必要がある。**

通常は少量の水道水（2,000 m³）しか使っていないため、水道施設の設置と維持のために本来負担すべき額に対し、大幅に少ない水道料金の負担に留まっている。

11

②水道水の水質管理面における課題

「地下水利用専用水道の拡大に関する報告書」（H17日本水道協会）

- 地下水利用専用水道では、バックアップ的に水道水を使用しており、通常時は水道水を使用しないことから、配管内に停滞水がたまりやすく、使用時には停滞水が専用水道に混入する恐れがある。
- 水道水と地下水との混合水量の変動などによっては、専用水道の末端給水水質の変化にとどまらず、配水管路内の圧力の変動によって、周辺地域の他の水道利用者の給水水質にも赤水などの異常が発生する恐れがある。



地下水利用について適正な管理が必要

12

京都市のこれまでの対応について

- 平成18年3月に、「地下水利用専用水道の増加対策検討報告書」を取りまとめ、地下水利用専用水道の現状と動向を調査し、対応策について検討した。
- 水道水の安全確保の面では、地下水利用専用水道の設置者に対して、配水管への逆流を防止するなど水道水の水質管理を徹底するため、水道法施行令に定める「給水装置の構造及び材質の基準」の下、指導及び点検を実施している。
- 平成25年10月の料金改定において、口径ごとの基本料金の設定、口径の大きさに応じた基本料金の大幅な引上げを行うとともに、新たな基本水量の付与を行った。

13

水道料金改定における対応

(平成25年10月1日より適用)

改定前後の料金表（一般用）

水 道			改定前	改定後 (ア)	改 定		改定後の 基本水量	左記水量の使用を 改定前料金に換算 (イ)	実質改定率 (ア-イ) / ア	
基本料金 (円)	給水管の口径	13mm						870	新たな基本水量の使用時	5.7%
		20mm	870	920	50	5.7%	5㎡	(10㎡使用時) 870		11.5%
		25mm	1,690	1,900	210	12.4%	10㎡	1,690		12.4%
		40mm	2,470	2,780	310	12.6%	10㎡	2,470		12.6%
		50mm	9,250	18,300	9,050	97.8%	50㎡	16,270		12.5%
		75mm	15,470	35,910	20,440	132.1%	100㎡	31,940		12.4%
		100mm		71,600	56,130	362.8%	250㎡	63,690		12.4%
		150mm		134,260	118,790	767.9%	500㎡	119,440		12.4%
		200mm		281,520	266,050	1,719.8%	1,000㎡	250,440		12.4%
従量料金 (円/㎡)	水量 区 画	1㎡ ～5㎡	0	0	0	—			* 改定前の基本水量は一律10㎡/月	
		6㎡ ～10㎡	0	10	10	—				
		11㎡ ～20㎡	162	177	15	9.3%				
		21㎡ ～30㎡		180	18	11.1%				
		31㎡ ～100㎡		208	19	10.1%				
		101㎡ ～200㎡		226	20	9.7%				
		201㎡ ～500㎡	223	243	20	9.0%				
		501㎡ ～5,000㎡	262	284	22	8.4%				
		5,001㎡ ～10,000㎡	301		25	8.3%				
		10,001㎡～	339	326	△ 13	△ 3.8%				

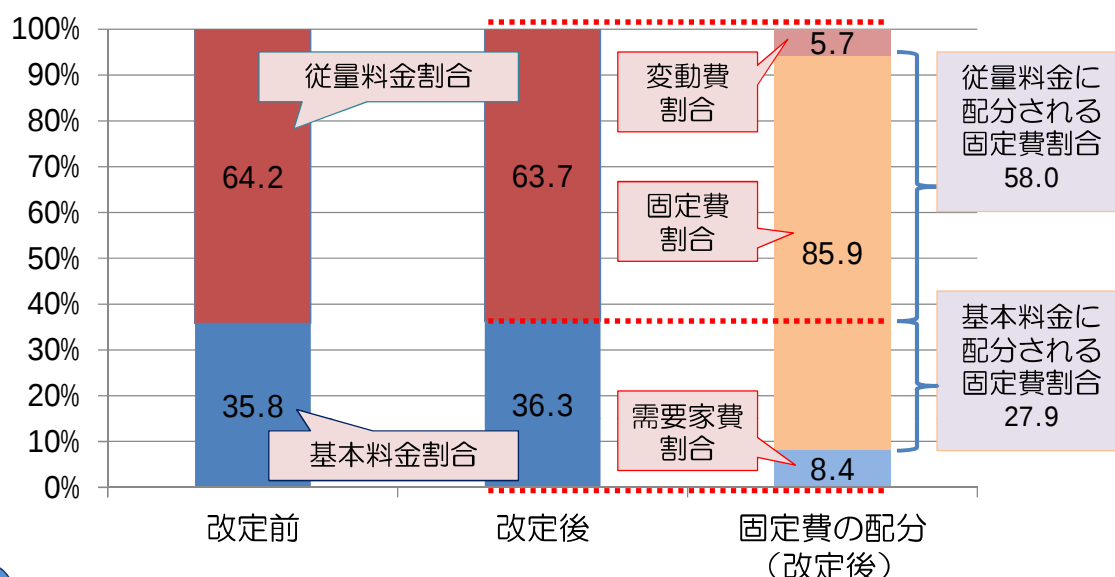
- ①大口径の基本料金を大幅に引上げ
②基本料金に応じた基本水量を付与

14

水道料金改定における効果

(平成25年10月1日より適用)

料金改定前後の基本料金割合



15

国の動向

新水道ビジョン（平成25年3月 厚生労働省）

固定費と変動費の割合に適合した，将来を見据えた料金体系へ，利用者の影響を抑制しつつ，事業実態に応じた検討を。

水需要減少傾向の現状にあって，従来からの逡増性料金体系についても，緩やかな見直しを。

地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について，経営的観点での対応を。

16

水循環基本法（平成26年4月2日公布）

基本理念

健全な水循環の維持・回復のための取組の積極的な推進

水の適正利用の確保

水の利用における健全な水循環の維持への配慮

流域に係る水循環の流域としての総合的・一体的な管理

水循環に関する取組の推進における国際的協調

17

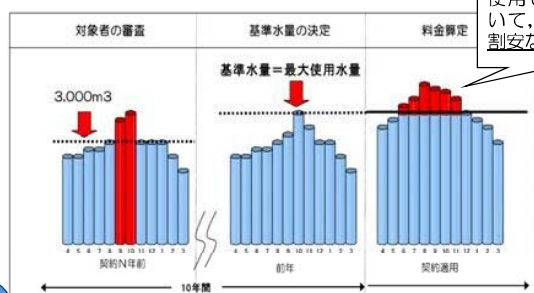
地下水利用専用水道に対する対応策

他都市の事例

① 個別需給給水契約制度（岡山市・北九州市）

大口使用者と個別に特約的な形で契約することで、水道事業者が設定する一定量（＝基準水量）を超えて使用した水道水に通常よりも割安な料金（＝基準単価）を設定する制度。

（北九州市の事例）

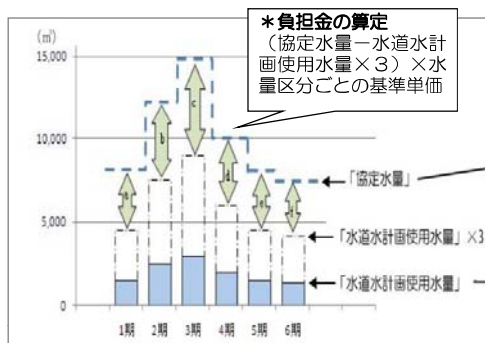


- ①対象者の設定
契約申込前の直近10年間で、1箇月3,000m³以上の水道水の使用実績があること
- ②基準水量の設定
契約申込前の直近1年間のうち、最も使用水量の多い月の水量（最大使用水量）とする。
- ③料金算定方法
基準水量を超えて使用した水量分の単価を160円/m³として算定（通常料金は310円/m³）

18

② 固定費負担金制度（神戸市）

地下水等の補給水（水質悪化，枯渇等のほか水道水以外の水が利用できなくなる事態に備えた水）として相応の水道を希望する場合，負担金を徴収する制度。



- ①対象者の設定
水道水を地下水等の補給水として利用可能な設備（地下水等併用水道）を設置する使用者
- ②協定水量の設定
「水道水計画使用水量＋水道水補給水計画使用水量」を協定水量とし、期別（2箇月）ごとに協定を締結する。
- ③負担金算定方法
水道水計画使用水量の3倍が協定水量を下回る場合に、その差水量に水量区分ごとの基準単価を掛け、負担金を算定する。

19

③ バックアップ料金制度（帯広市）

地下水等が利用できない非常時等において、水道をいつでも必要なだけ使用できるようにしておく「バックアップ」という新たなサービスの対価として「バックアップ料金」を求める制度。

バックアップ料金の年額	
【医療機関用】	
給水契約によるメーターの口径	バックアップ料金（年額）
25ミリメートル以下	168,000円
40ミリメートル	548,000円
50ミリメートル	819,000円
75ミリメートル	2,037,000円
100ミリメートル以上	3,486,000円
【医療機関以外用】	
給水契約によるメーターの口径	バックアップ料金（年額）
25ミリメートル以下	336,000円
40ミリメートル	1,092,000円
50ミリメートル	1,638,000円
75ミリメートル	4,074,000円
100ミリメートル以上	6,972,000円

バックアップ料金割引制度	
年間の全体使用水量に占める水道使用割合	バックアップ割引率
3割以上	50パーセント
5割以上	70パーセント

- ①対象者の設定
バックアップ契約を締結した専用水道事業者（給水人口が101人以上、または1日最大給水量が20m³以上）
- ②バックアップ料金の算定
口径に応じたバックアップ料金（左表参照）を設定
※業態及び水量使用割合に応じた割引制度も設定

20

各制度の比較

	メリット	デメリット
①個別需給給水契約制度	○過去の使用実績を対象とすることで、専用水道設置者の水道への回帰を促進し、増収に繋がる。 ○企業誘致を含め、大口使用者の業務拡大など、地域経済の活性化にも繋がる。	●専用水道から水道への転換へ有利な制度であり、継続して水道を使用されている方との間で不公平が生じる。 ●専用水道との競争を前提とした単価設定となり、専用水道のコストが下がれば単価の引下げを行う必要がある。
②固定費負担金制度	○水道料金とは別の負担を求めるものであり、水道使用者への影響がない。 ○水道使用者との負担の公平化を図る。	●企業の経済性を阻害するものとの指摘を受ける恐れがある。
③バックアップ料金制度	○水道料金とは別の負担を求めるものであり、水道使用者への影響がない。 ○水道使用者との負担の公平化を図る。	●任意の協力金・寄付金という性格であるため、契約締結についての強制力がなく、契約をしない者が生じることが予想される。

21